

# 労働法最前線

## —企業人事の視点から見る労働法動向

世澤法律事務所 陳軼凡 監修

### 防暑降温対策管理弁法

#### 第59回

2012年、国家安全生产监督管理总局、衛生省、人事社会保障省(人保省)、全国総労働組合など4部門は、1960年に公布した「防暑降温対策施行弁法」を改正し、「防暑降温対策管理弁法」を制定しました。今回は新しい「管理弁法」を読み解き、会社人事が注意すべき事項について解説します。

#### 1. 新「管理弁法」の適用範囲

本弁法は、高温作業および高温期間において労働者を作業に従事させる雇用企業に適用されます。高温作業とは、高温、または強烈な熱放射、高湿度(80%RHよりも相対湿度が高い)が結びついた異常な作業条件、あるいは湿球黒球温度(WBGT指数)が規定限度値を超える状況での作業を指します。高温とは、市級以上の気象部門が発布したその日の最高気温が35度以上である天気を指します。高温下での作業とは、雇用企業が高温期間に労働者を高温自然気象環境にて作業に従事させることを指します。

#### 2. 新「管理弁法」における雇用企業の義務

(1) 気温に応じて従業員の勤務時間を調整する。

温度条件	妊娠中の女性従業員と未成年従業員の仕事	一般従業員の仕事	高温手当の支給	防暑降温対策の飲料および必要な薬品の提供
温度が33度以上の作業場所での作業	従事させてはならない	従事させてもよい	必要	必要
温度が35度以上37度以下の屋外作業	従事させてはならない	従事させてもよいが、交替休憩制などの方式を取り連続作業時間を短縮し、かつ残業させてはならない	必要	必要
温度が37度以上40度以下の屋外作業	従事させてはならない	従事させてもよいが、累計6時間を超えてはならない。最も高温な時間帯3時間内は、従事させてはならない	必要	必要
温度が40度以上の屋外作業	従事させてはならない	従事させてはならない	不要	不要

(2) 高温期間が到来する前に、高温下で作業する労働者の健康診断を行う必要があります。心臓、肺、脳血管の疾病、肺結核、中枢神経の疾病および身体状

況が高温作業環境に適さない従業員は、職場を調整しなければなりません。検査費用は雇用企業が負担します。

#### 3. 会社人事が注意すべき事項

(1) 各地の高温手当の基準は異なり、上海は現在毎月200元(約3,200円)で、支給期間は6月から9月までです。従業員が6月から9月に正常に出勤し、かつ職場の条件が合致する場合、会社は高温手当として計800元を支給しなければなりません。

(2) 金銭を支給することで、防暑降温対策飲料の提供に代えることはできず、飲料の提供を高温手当に充当することはできません。会社が規定に従い防暑降温対策飲料および高温手当を支給しない場合、上海の関連文書には処罰措置は設けられていませんが、従業員は労働監察部門に通報、あるいは労働争議仲裁を申し立てることができます。

(3) 従業員が高温作業または高温下での作業により日射病を引き起こし、職業病と診断された場合、労災保険の待遇を享受できます。

(4) 現在の労働仲裁の結果からみると、会社の「高温手当はすでに賃金に含まれる」とする主張は支持されません。会社は賃金とは別に、従業員に高温手当を支給する必要があります。

#### <筆者紹介>

世澤法律事務所

陳軼凡、盧偉、紀樺、殷利華、王娜、紀悦穎、朱誉鳴、許文実

世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で顧客に法律サービスを提供しています。

主な業務分野は、外商直接投資およびM&A、企業日常法務、労働問題、不正競争・独占禁止、知的財産権、債権回収、訴訟および仲裁、会社の解散・清算および破産などが挙げられます。

Web: [www.broadbright.com](http://www.broadbright.com)

E-mail: [broadbright@broadbright.com](mailto:broadbright@broadbright.com)

#### 【北京本部】

Add: 建外大街永安東里16号CBD国際ビル701室  
Tel: 010-8513-1818、010-8513-1800(日本語専用)

#### 【上海支所】

Add: 淮海中路93号大上海時代広場1109室  
Tel: 021-5386-1618、021-5386-1109(日本語専用)